

【令和5年9月現在】

未利用口座管理規定

1. (本規定の適用)

この規定は、当金庫が定める一定期間、普通預金口座（決済用普通預金口座含む）、総合口座取引および貯蓄預金（以下、「普通預金等」といいます。）に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後のお預け入れまたは払い戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金等のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。）から2年以上、お取引がない普通預金等を未利用口座として取り扱います。
- (2) 前項の未利用口座には、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も含まれます。
- (3) 前2項に係わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は未利用口座として取り扱いません。
 - ①対象となる口座の預金残高が10,000円以上である場合
 - ②対象となる口座の同一店舗で、定期性預金（定期預金、定期積金）、財形預金、国債等の取引がある場合
 - ③対象となる口座の同一店舗で融資取引がある場合

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座に該当した場合は、当金庫にお届けの住所、氏名宛に書面で通知します。なお、この通知が延着、または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発信した日が属する月から3ヶ月目の15日（休日の場合は翌営業日）を手数料引き落とし日としその前日までにお取引が確認できない場合、金庫所定の未利用口座管理手数料（年払）をご負担いただきます。預金者の口座が未利用口座となった後も引き続きお取引がない場合、翌年以降も毎年未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引き落としします。

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部として引き落としした後、同口座を解約します。この解約にあたっては預金者への通知は行いません。

(2) 前項による口座解約に伴い、預金者に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

(1) 引き落とし済の未利用口座管理手数料は理由の如何を問わず返却しません。

(2) 第4条第1項により解約した口座の再利用はできません。

6. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上